

しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう 障害者虐待防止法はあなたを守ります

もしかして？

認知症は早めの相談を！

問 地域包括支援センター(高齢介護課内) 担当:西村真希 ☎ 43-0431

誰でも加齢により、もの覚えが悪くなったり、人の名前が思い出せなくなったりします。こうした「もの忘れ」は、脳の老化によるものです。

しかし、「老化によるもの忘れ」とは異なり、認知症は進行とともに物事を理解したり、判断したりすることがだんだんと難しくなり、生活に支障が出てくるようになります。「もしかして？」と思ったときに、病院を受診し、認知症の早期発見ができます。適切な対応、治療によりその進行を遅らせることにつながります。「気になるので相談したい」と思われたら、かかりつけ医や下表の認知症相談センターに相談してください。

認知症相談センター

加東市地域包括支援センター	社50	☎ 43-0431
愛の家認知症家庭介護相談所	南山3-23-27	☎ 47-6510
しんじょ介護なんでも相談所	新定559-1	☎ 46-2100
こみなみうれし野介護なんでも相談所	山国574	☎ 42-7777
マイハウスみのり介護なんでも相談所	河高2538-1	☎ 48-0600
フロイデ滝野介護なんでも相談所	下滝野1283-37	☎ 48-1726
たきの苑介護なんでも相談所	下滝野508-1	☎ 48-0276

虐待されたとき、虐待かなと思ったときは……

①虐待してくる人に「いやだ」、「やめて」と言いましょう。

②加東市障害者虐待防止センターに連絡しましょう。

あなたが加東市障害者虐待防止センターに連絡したことは、誰にも言いません。

連絡後は、誰がどのような虐待をしたのかを、加東市障害者虐待防止センターが確認し、対応します。

問 加東市障害者虐待防止センター(社会福祉課内) 担当:大木千尋 ☎ 43-0409 FAX 42-6862

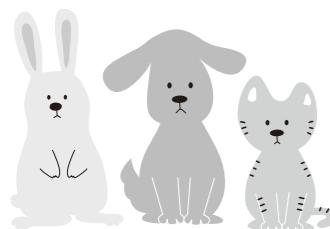
9月20日～26日 動物愛護 週間

動物愛護管理法では、動物の愛護と適正な飼育についての理解と関心を深めていただくために、毎年9月20日からの1週間を動物愛護週間と定めています。

動物を飼育しているみなさんは、動物が健康で快適に暮らせるように、また、地域や周囲の人に迷惑をかけないように環境を整える責任があります。

飼い主としての心構え

- 動物の習性等を理解し、適切にしつける。
- 最後まで責任をもって飼育する。
- 散歩のときは、必ずリードをつける。
- 動物が迷子になったときでも、飼い主がわかるようにする。
例:犬の首輪に鑑札や狂犬病予防注射済票をつける。
- ふん尿の後始末を徹底するなど、地域環境に配慮する。
- ふん尿などにより、地域環境を悪化させるので、野良猫や野良犬に餌を与えない。



問 市民協働部生活環境課(庁舎1階) 担当:高芝優子 ☎ 43-0502

9月21日は
「世界アルツハイマーデー」

認知症への理解を深めるために1994年に制定されました。また、9月は「世界アルツハイマー月間」と定められています。

5分で簡単！もの忘れの自己チェックを！ もの忘れ相談プログラム

「もの忘れ相談プログラム」で、定期的に自分の物忘れをチェックすることで、早めに適切な診断、治療を受けるきっかけになります。

「もの忘れ相談プログラム」は高齢介護課前に設置してありますので、ぜひお試しください。



「確かな未来」が会社を変える。

中退共
CHU-TAI-KYO で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

①国の制度だから安全・安心！

さらに掛金の一部を国が助成します。

②社外積立でラクラク管理！

管理や運用の手間がかりません。

③掛金は全額非課税でオトク！

節税に加え、手数料もかかりません。

●パートタイマーさんも
ご加入いただけます。

●他の退職金・企業年金制度等
とのポータビリティも可能です。

詳しくは
ホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人労働者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211